

一九世紀西部インドにおける手工業者の同業団体

——ギルド的、カースト的性格とその変容——

深 沢 宏

一 序 言

この小稿は、もともと村松祐次先生のご退官をお祝いするために書かれる筈のものであったが、先生のご急逝により追悼論文となってしまった。先生から受けた学恩に感謝しつつ、この拙い小論を謹しんでご霊前に捧げる。

東京大学東洋文化研究所の山崎利男教授、および本学法学部の勝田有恒助教授と米山耕二助手から、イギリスやインドの司法制度について若干のご教示を頂いた。また、この論題についてかつて大学院のゼミナールで報告する機会を持ち、出席の諸兄から一、二の有益なコメントを頂いた。以上の方々にお礼を申し上げる。

周知の通り、インドは古くから各種手工業の高度に発達した国である。中でも繊維製品はいわば特産物として、西暦紀元前から世界の諸地域にも輸出された。特に一七・一八世紀西欧諸国の東インド会社の進出によって、インドの繊維品の輸出は更に飛躍的な増大を示した。しかし一九世紀前半、インドにおけるイギリス支配の確立と共に、イギリス本国の機械製綿製品の逆流によって、インドの繊維製品は輸出市場を失なうと共に、国内市場をも大きく奪われ、没落の傾向を示した。⁽¹⁾しかしながらこの手織工業も様々な再編成を経て根強く存続した。⁽²⁾今世紀前半における手織綿布の推定生産量と、綿布の国内

総消費量におけるその割合とを示すと、一九〇〇—一年六億九二〇〇万ヤード、約二四%、一九一四—一五年一億八四〇〇万ヤード、約二六%、一九二四—二五年一二億五六〇〇万ヤード、約二七%、一九三九—四〇年一八億二〇〇〇万ヤード、約三〇%と言われており、絶対的にも相対的にも増大する傾向を示した。⁽³⁾植民地支配に伴なう経済的衝撃を最も強く受けたといわれる手工業でさえこのように存続したのであるから、他の手工業は一般にもっと強固に続いた。一九六一年においても、各種家内工業従事者の数は一、二〇〇万人と推定され、それは工場制工業従業者数の三倍以上であった。⁽⁴⁾一九世紀後半インドの諸地方で生産された実に精巧な手工業製品の詳しい調査もある。⁽⁵⁾

これらの手工業は既に古代から、地域別、職業別にシユレーニーなどと呼ばれる或る種のギルド組織を持っていたことが研究者によって指摘されている。ところが、インドには「伝統的職業」の原則的世襲を特徴とするカースト制度があったため、ギルドとカーストとの関連についての諸家の説明は様でなく、むしろ混乱しているようである。例えば、西暦四—六世紀北インドの諸都市

にあった各種ギルドについて、S・K・マイティ氏は、ギルドの形成とカースト区分とは密接に関連し、「若干の例外はあったが、仕事と職業の世襲的性格がギルドや組合の形成に大きく役立った」と述べている。⁽⁶⁾これに對しP・ニヨギ氏は一〇—一二世紀の北インド諸都市におけるギルドについて、これは同じ職業を基礎として形成されたものであって、その成員のカーストの異同は問題にならなかったこと、職業は一般に世襲ではあったが、その移動も見られたことを指摘している。⁽⁷⁾他方、L・ゴーパール氏は、八—十三世紀の北インドに関し、本来同一の職業に基づいて形成されたギルドが、事実上職業的サブ・カーストになったこと、ギルドのカーストは地域ごとに作られ、異なる地域間の同業者の間に組織的連繋はなかったことなどを論じている。⁽⁸⁾次いで、一三—一六世紀のムスリム時代の北インドについて、K・M・アシユラフ氏は、「工業ギルドはカーストに基礎を置き、世襲であった」と明言している。⁽⁹⁾その後、一七—一八世紀ムガル時代の北インドについて、工業組織に関する資料は乏しいとされ、⁽¹⁰⁾卑見の限りギルドに言及した研究は見られない。しかしK・L・ギリオン氏は、グジャラート

地方の首都アフメダーバード市の恐らく一八世紀頃の状態と思われるギルドについて次の諸点を記している。一、この市に約四〇のギルドがあったが、商人ギルドはマハージャン、その世襲の首長たちはセート、手工業者ギルドはパンチ、その首長たちはバテルと呼ばれた。二、ギルドとカーストは時に同じ範囲であったが、ギルドは複数カーストの成員を含んだし、他方で同じカーストの成員が複数のギルドに属することもあった。三、ギルドへの参加は世襲か或いは権利の購入によって行なわれた。そしてギルドは、成員の追放、加入の統制、競争の制限、製品の規準・工賃・価格の決定を行ない、また政府や外部に対して成員の利益を守った。同様に、一九世紀の七〇年代インド各地の手工業製品を詳しく紹介したG・C・M・バードウッド氏は、その頃のアフメダーバード市を中心とするインド工業都市における手工業ギルドについて次のように述べている。一、ギルドの結合力は、事実上カーストの力によって解き難く強められている。二、しかしながら、同業ギルドは、特定職業のカーストとは一致せず、カーストにかかわりなく同じ仕事に従事するすべての成員を含む。三、ギルドの管理は世襲の首

長によって行なわれ、それは通常二名である。四、ギルドへの参加は通常は世襲であるが、外部の者も一定の入会費を払えば参加を許される。入会費はアフメダーバード市の製紙業者の場合二ポンド、錫工の場合五ポンドである。五、ギルドは厳しい規約を定めて労働時間や仕事の量を規定し、それに違反する者には重い罰金を課する。六、純農村地帯の手工業はギルド組織を持たない。七、多数の同業者が同じ地域にいても同じカーストに属する時には、カーストの首長が同時にギルドの首長でもある。八、英領支配は個人の創意を保証する傾向があるため、同業ギルドの権威は弛緩した。このことは、世襲的技術に基づく手工業の品質を大きく損うことになった。こうして、ギルドはカーストを基盤としたと見る学説と、ギルドには複数カーストの成員が参加し得たとする学説とがある。一見すると後者の学説の方が真実に近かったのではないかという印象を受ける。例えば少しおくられて一九世末のグジャラート地方における一六の主な手工業カーストを概観したものとすると、同じカーストの成員が、その「伝統的職業」以外の様々な手工業に従事している事例も少なからず見られ、手工業に関する限り、

カーストの職業規定性は殆ど問題にならないという印象をさへ受ける。ただしその際、ギルドの存在が指摘されているのは銅工^{カンサリ}カーストだけであり、そこでは一定の入会費を徴して外部の者の参加を認めると述べられているが、他の一五のカーストについてはギルドの存否さえ言及されていない。いずれにせよ、一九世紀末手工業者に關する限りカーストにかかわらず職業移動はかなり自由に行われたようである。しかし同時にこの同じ概観において、それぞれの手工業カーストが、少くとも伝承としては、かつて様々な異なるカーストの成員たちによって形成されたいわば混成カーストであつたらしいという形跡も至るところに見られる⁽¹³⁾。

従つて、ギルドはカーストと殆ど直接的關連はなかつたと考ふる學說についても依然として疑問が残る。つまり、様々なカーストの成員が何かの事情で同じ手工業に従事するようになってギルド組織を結成し、やがてそれがカースト制に組み込まれたのち、その成員の一部が再びそのカーストの「伝統的職業」以外の仕事に就くようになったのではないか、という疑問である。

そこで、本稿は、甚だ限られた資料に基づいてではあ

るが、一九世紀前半西部インドの都市（又は町）に見られた若干の手工業同業団体について出来るだけ具体的に検討してみようと思う。検討されるべき課題は、まず、同業団体の内的構造と成員規制、新規加入の条件、同業団体とカーストとの關係であり、次いで、植民地統治下における同業団体の変容である。このような研究を行なうことによって、同時に、一方では、前近代インドにおいて工業製品に対する需要の大幅な増減に対応し生産の調整が如何にして可能であつたのか、その經濟的社会的メカニズムも明らかにするかも知れないし、他方では、カースト制度について何か新しい視野も開けて来るかも知れない、と思うのである。

本稿が依拠する資料は、一八〇〇年から一八五一年に至るボンベイ州中央民事裁判所 (Sadr Dewani Adalat 後述参照) の二、三四〇頁以上にのぼる合計六冊の英文で書かれた判例集 (ロンドン大学東洋アフリカ学院所蔵本のフィルムを使用した) に含まれた計四三三件の判例のうち手工業団体に関連する九点の判例である。注記の煩雑を避け同時に紙幅を節約するために、仮りに、これらの判例に一から九までの番号をつけ、その所在を一括し

て注に示しておく⁽¹⁴⁾。このうち判例一から四までは、地方控訴院(後述参照)における判例であり、判例五から九までは中央民事裁判所の判例である。下級の裁判所に提訴された日付から上級の裁判所における最終判決までの期間も同時に記しておくが、個々の判例の内容についてはそれに言及する都度簡単に説明することにする。なおこの九通の判例のうち、判例一と判例七は、恐らくスーラトにあった同じ絹紡績・織布業団体に関する判例であり、判例二と判例八は、同じく恐らくスーラトの金糸製造業団体に関するものである。

東インド会社の領有時代、或いはその後のイギリス帝国時代のインドにおける司法制度について少なからぬ研究が発表されているので⁽¹⁵⁾詳細はそれに譲り、ここでは本稿との関連で必要な程度の簡単な説明を行なっておく。周知の通り、東インド会社のインド領有は、一八世紀後半ベンガル州、同世紀末マドラス州、一九世紀初頭ボンベイ州の順序で確立した。従って会社の司法制度もまずベンガル州で成立し、それを他の二州が大体踏襲することになった。一八〇〇年から一八一八年の間に正式に領土を獲得したボンベイ州の民事司法制度について述べる。

まず州行政の基本単位である県に県民事裁判所(District Court, Zillah Court)が置かれ、そこに当初は英人の、後にはインド人も含む複数の判事が州政府によって任命された。その下に、ほぼ郡単位にインド人判事が置かれ、一定限度までの小事件について第一次審を担当した。県民事裁判所の上には、控訴裁判所として州中央民事裁判所(Sadr Dewani Adalat)が置かれ、そこに一名の首席判事と数名の陪席判事が州政府により任命された。また一八〇六年から一八二〇年まで、県裁判所と中央裁判所の間に、地方控訴院(Provincial Court of Appeal)も置かれていた。先に述べたように本稿で利用する九点の判例のうち、判例一から四までは、この地方控訴院の裁判文書である。また各級裁判所における法源は、一般にカーストや集団の慣習法のほか、ヒンドゥー教徒についてはヒンドゥー諸法典、ムスリムについてはイスラム法であり、それに応じてそこには、複数のヒンドゥー法諮問官とイスラム法諮問官が州政府によって任命されていた。なお、刑事問題については、県レベルでは県民事問題判事が治安判事を兼任したり、県長(県徴収官)がそれを兼ねたりしたが、その上級機関は若干の制度変更を受け

たのち、一八二〇年に中央刑事裁判所 (Sadr Faizdani Adalat) として定着し、ここにも州政府によって判事たちが任命された。その際法源として、当初はキリスト教徒とゾロアスター教徒 (パールシー) にはイギリス刑法、ヒンドゥーにはヒンドゥー刑法、ムスリムにはイスラム刑法が採用されたが、徐々に州政府による部分的立法措置が繰り返され、一八二七年にはボンベイ州刑法が作られて宗教的相違に関わりのない刑法源が制定された。⁽¹⁶⁾ またかかる司法制度が成立するにつれて、インド人弁護士 (vakil) の制度も作られてゆき、その資格審査の方法も決められた。⁽¹⁷⁾

東インド会社現地機関がインド人を対象として設立した右の司法制度と並んで、会社政府は一七二七年以後三州の首都に州内のイギリス人および首都圏内のインド人を対象とする市長裁判所 (Mayor's Court) を設立したが、これは若干の制度変更を受けたのち、一七七四年以後州都の裁判所はイギリス本国政府が直接に管掌することになって廃止された。同年まずカルカッタに最高裁判所 (Supreme Court) が設置され、一八二三年にはボンベイにもこれが置かれた。こうして東インド会社が設けたイ

ンド人を対象とする司法機関と、イギリス本国政府が設置したイギリス人および州都圏内のインド人を対象とする司法機関とが併存することになった。しかし一八五八年会社は廃止され、インドがイギリス政府の直轄植民地になると、各州にあった最高裁判所、中央民事裁判所、中央刑事裁判所の三つは統合され、一八六一年各州都に高等裁判所 (High Court) が置かれた。その後一九三五年のインド統治法の改正により、州高等裁判所の上級機関として英領インドの首都デリーに連邦裁判所 (Federal Court) が設けられた。これはインドの独立後最高裁判所に改組された。

- (1) D. R. Gadgil, *The Industrial Evolution of India in Recent Times*, O. U. P., 4th ed., rep., 1954, p. 36.
- (2) 柳沢悠「インド在来織物業の再編成とその諸形態」一・二『アジア経済』一一・一二、一三・二を参照。
- (3) H. Fukazawa, "Cotton Mill Industry," V. B. Singh ed., *Economic History of India 1857—1956*, Bombay, 1965, p. 238, Table IV, p. 247, Table VIII.
- (4) 伊藤正二「インド手工業問題をどう理解するか」『アジア経済』八・九、三三頁。
- (5) 各地方の種々の手工業製品を調査・紹介した研究とし

- George C. M. Birdwood, *The Industrial Arts of India*, n.e., London, 1880, Part II, The Master Handicrafts of India (東京大学東洋文化研究所蔵)。また各種繊維製品の種類、品質、生産地、用途、価格、生産工程などを調査した。George J. Forbes Watson, *The Textile Manufactures and the Costumes of the People of India*, London, 1867, pp. xxi+173 (東京外大図書館蔵) 参考。
- (9) S. K. Maity, *The Economic Life of Northern India in Gupta Period* (Cir. 300—550), Calcutta, 1957, pp. 135—56.
- (10) P. Niyogi, *Contributions to the Economic History of Northern India from the Tenth to the Twelfth Century A.D.*, Calcutta, 1962, pp. 248—50.
- (11) L. Gopal, *The Economic Life of Northern India, c. A.D. 700—1200*, Motilal Banarsidass, 1965, pp. 81—84.
- (12) K. M. Ashraf, *Life and Conditions of the People of Hindustan*, Delhi etc., 1956, p. 104.
- (13) S. S. Kulshreshtha, *The Development of Trade and Industry under the Mughals (1526—1707 A.D.)*, Allahabad, 1964, p. 196.
- (14) K. L. Gillion, *A Study in Indian Urban History*, University of California Press, 1968, pp. 23—24. また一八世紀とシヤラーット諸都市の商人ギルドに言及した研究としては小谷汪之『十七・十八世紀シヤラーットの政治経済』松井透・山崎利男編『インド史における土地制度と権力構造』東京、昭和四四年、二〇五—〇六頁参照。
- (15) George C. M. Birdwood, *The Industrial Arts of India*, New Edition, London, 1880, pp. 137—40.
- (16) J. M. Campbell ed., *Gazetteer of the Bombay Presidency*, vol. IX, pt. 1, Gujarat Population, Bombay, 1901, Section VI.—Craftsmen, pp. 177—206 を参照。
- (17) 判例一(一八〇八年十二月二日—一八〇九年八月二日) 判例二(一八〇九年九月二六日—一八一一一年六月三日) 判例三(一八一一二年三月三日) *Ibid.*, No. 24, pp. 432—33.
- 判例四(一八一九年三月四日) *Ibid.*, No. 41, pp. 464—65.
- 判例五(一八〇九年十二月一日—一八一四年二月一日)

日) *Ibid.*, No. 26, pp. 121—24.

判例六 (一八二一年五月四日—一八二三年二月二七日) *Ibid.*, vol. II, Bombay, 1863, No. 84, pp. 475—81.

判例七 (一八二二年九月四日—一八二三年八月九日) *Ibid.*, No. 105, pp. 598—603.

判例八 (一八二八年九月二五日—一八三二年五月八日) *Reports of Selected Cases Decided by the Sudder Dewanee Adawlut, (1820—1840)*, Bombay, 1843, No. 23, pp. 94—96.

判例九 (一八二八年九月二四日—一八三二年六月一九日) *Ibid.*, No. 28, pp. 108—10.

(25) 次の研究を参照。H. Cowell, *The History and Constitution of the Courts and Legislative Authorities in India*, 5th ed., London, 1905. A. C. Patra, *The Administration of Justice under the East-India Company in Bengal, Bihar and Orissa*, A. P. H., 1962. B. B. Misra, *The Judicial Administration of the East India Company in Bengal, 1765—1782*, Motilal Banarsidass, 1961. N. Majumdar, *Justice and Police in Bengal, 1765—1793, A Study of the Nizamat in Decline*, Calcutta, 1960. B. N. Pandey, *The Introduction of English Law into India, the Career of Elijah Impey in Bengal, 1774—1783*, A. P. H., 1967. B. S. Chowdhury, *Studies in Judicial History of British India*, Calcutta, 1972.

(16) G. C. Bankin, *Background to Indian Law*, C. U. P., 1946, pp. 187—96.

(17) 前掲注 (14) に示された長い標題の判例集の vol. I, p. 484. を参照。

二 判例一の邦語試訳

先に注記した判例一は、恐らくスーラトと思われる町の絹紡績工団体への新規加入問題に関する地方控訴院の裁定文書である。これは同業団体のギルド的性格、およびそれとカーストとの関連について興味深い諸点を示している一例であるから、以下にその全文を訳出しておく。訳文中に入れられた丸カッコは私が加えたものである。しかし、文中のカギカッコおよび訳文の上のカギカッコ付横書きの部分は原文の訳である。また、判例の様式は他の八通もほぼ同様であり、まず県裁判所における審議の経過を詳しく記し、次いで控訴院又は中央民事裁判所の審議・判決の経過を述べている。

控訴人 ビタンバル・マノーハル、トリカム・ハンス
ジー、および絹紡績工の同業団体 (jamat)⁽¹⁾

〔スーラト裁判所、ブーチャー判事補担当〕

被告人 アミチャンド・ジャグジーワン

控訴人たちは、被告人が、彼らの仕事に就業する前に、同業団体に對し一定量のバター油から成る昔から確立している費用を払わないで、絹紡績工としての仕事を始めた故に、彼から損害を取り戻すべく、一八〇八年二月二日県裁判所に提訴した。彼らは、二人のバラモンを派遣して彼に對し慣行について警告し、彼がそれに従わない限り同業団体において仕事をすることが出来ないことについて警告した。

被告人は、彼の祖父が何年も前にこの仕事で働いていたこと、および、同業団体の首長たち(2)すなわちドゥラブ・ブーラ、カーシーダース・ゴパール、およびトゥルシー・クーベルに對して自分の祖先の仕事を開業する許可を申請した時、彼らは彼に許可を与えたことを述べて抗弁した。そして彼は、同業団体の合同首長たちを構成するこれら三名の人物が合同で行なったすべての行為を守り遵守することをこれらに義務づけた、(サンバト暦)一八五六年六月後半月一日、西暦一八〇〇年付の全カ

ースト(the whole caste)によって取り決められた同意書を提示して、これらの人物が彼に仕事をする許可を与える権限を有することの証明とした。

ドゥラブ・ブーラとカーシーダース・ゴパール(3)は被告人の陳述を確認し、約三カ月前に彼の申請を受けた時、彼らは調査を行ない、約八三年前、(サンバト暦)一七八一年に彼の祖父バック・ヴィシュヌダースが同業団体に對し通常の費用を納めたことを発見し、それ故に被告人は自分の祖先の仕事を開業する資格があるので彼らの許可を得たものであることを宣言した。

そこで控訴人たちは、若しもそれが真実であるならば、彼が彼らの仕事を続ける資格を持つことを認めた。しかし彼らは、これが真実であることを否認し、三人の首長たちは正当な調査を行なわないで被告人に営業権を与えた廉で彼ら(控訴人たち)によって罷免されていたと宣言し、その証拠として、首長職からのアミチャンド(?)の免職を宣告し、その代りに二人の控訴人を(首長に)任命したことを示す(サンバト暦)一八六五年八月後半月七日付の

文書を示した。しかし何故に（この任命が行なわれた）かは述べられなかった。

裁判所はこれ（証文）を無効であると考えた。何故なら、それは、他の欠陥を持つほか、首長たちは同業団体が納めるモカト税⁽⁴⁾について県徴収官に責任を負うものであるが故に、法律的に必要とされる県徴収官の承認を欠いていたからである。「この点について、スーラト県民事裁判所判例一〇三号に示された控訴事件における判決を見よ。」

控訴人たちは、かかる承認の必要性を否定することなく、以前の首長たちの名における合意もそれ（県徴収官の承認）を得ていなかったと主張したが、これはそれを得ていたことが証明された。また被告人は、古い同業団体文書を提出し、彼の祖父の名前が同業団体の一人として記入されていることを示した。控訴人たちは、このことは彼が費用を払ったこととの証拠にはならないと反論したが、裁判所は、彼が費用を払わなかった限り、彼の名前が記入された筈はないと主張した。そして控訴人たちの反論は根拠なき濫訴であると宣言され、彼らの訴願は却下さ

[1809年2月3日判決]

れた。

[地方控訴院 J. A. グラント
J. スミス両判事担当]

控訴人たちは、控訴の弁論において、被告人の祖父の名が記入されている古文書の一片は裁判所に提出された帳簿に不正に挿入されたものであると特に強調した。

地方控訴院は、この点を確かめるために帳簿をヒンドゥー法諮問官^{ジャリストラリス}たちに渡したが、彼らは、それが書き込みのしるしを持たず、全く正規のものに見えると宣言した。

[1809年8月12日判決]

それ故に、控訴院は、一般に、県裁判所の判決に同意し、控訴人たちが裁判費を負担することにしてこれらの敗訴を確認した。

- (1) jamāt はアラビア語 jamā'at のインド語化したもので、集団、共同体などを意味する。
- (2) バテルは普通は村長を意味するが、ここでは同業団体の首長の意味に使われている。
- (3) ゴーバールジのジーは人名の後にしばしば付けられる敬愛詞である。従ってこの人物は前出のカーシーダース・ゴーバールと同じ人物である。
- (4) mokat due とあるが具体的な内容は分らない。

三 同業団体の組織・機能とカースト

(一) 同業団体の内部組織と成員規制

右に訳された判例一では同業団体はアラビア語系のジヤマートという語で呼ばれているが、他の判例では同業団体がインド語系のパンチャヤトと呼ばれている例も⁽¹⁾多く、さらに同じ団体が同一の判例の中で右の二つの語を以って呼ばれることもある。⁽²⁾

いずれにせよ、判例一によれば、この同業団体に三名の首長がいたが、彼らの地位が必ずしも世襲ではなかったことは、三名が合同で入会・就業を認めたことに反対した他の成員たちが、この三名の首長を罷免し、代りに他の二名を首長に指名したと主張している点からも明らかである。同様に、四百数十名の成員を持つスーラトの婦人服織工団体が或る問題で一名の少数派とその他の多数派とに別れて争った時、多数派は、「これら（一名）の人物は同業団体^{パンチャヤト}を代表する資格を持たない。同業団体は他の四名の人物を首長^{パチル}に指名していた」と強調している。⁽³⁾かかる主張の真偽は別として、首長職が必ずしも世襲でなかったことはほぼ間違いない。また同業団体

の中には、カールバリーなどと呼ばれる事務職員を雇っている場合もあった。⁽⁴⁾いずれにせよ、判例一に示されたように、首長たちは、同業団体が政府に納めるべき税の納入責任者であったし、また、新規入業者から、同業団体の名において所定の入会費を徴収するものもこれらの仕事であったようである。⁽⁵⁾このようにして、同業団体には、複数の首長があり、合同で外部との折衝、内部の日常的運営を担当していた。しかし同業団体の機関としては首長たちのほかに、団体成員が「全員」参加する集会もあった。

例えば、判例七は、スーラトの絹紡績団体の首長たちと県徴収官との納税問題についての争いに関するものであるが、同業者の中に税の未納者が生じた時、「政府の事務官と巡査と共に、同業者全員^{the whole punchayut}」がそれら（未納額）を徴収するために集合した。そしてこの集会は被告たち（首長たち）の発起で召集されたことが明らかに示された。⁽⁶⁾と述べられており、団体に重大な問題が生じた時には、「全員」が集合したことを示している。そして、同業団体の最も重要な問題の一つは、同業規約^{パンチヤヤト}の制定であったであろう。

例えば判例四はスーラトの布^{フンダイガル}艶出し業者の内部の争いに關するものであるが、数名の成員を入会費未納の廉で追放した同業団体は「(サンバト曆)一八六五年三月前半月七日付(西曆一八〇八年)、同業団体が、種々の布の艶出し工賃を決めた文書を提示し、原告人たち(追放された人たち)はその文書に署名をしていないが故に、その時には同業団体の成員ではなかったことの証拠とした」と記されており、同業団体内で工賃の協定が行なわれ、それに全成員が署名すべきであったことがわかる。また判例六は、ブローチの藍染料製造・染色業^{ガリ}団体に關するものであるが、それによると、この同業団体が、同業規約に違反した一成員を絶交処分にしたため、これから告訴された時、団体は、絶交された人物を含む一五名の署名のある次の同業規約を証拠として提出した。

(サンバト曆)一八六八年二月後半月九日(西曆一八二二年)

ブローチの染色業者および藍染料製造業者の同業団体全員は次の諸点を全員一致で同意した。

我らは、婦人服^{サリ}を織るためのハセールの重量の綿糸

を染めるにつき一ルビー、婦人服一枚につき一〇アンナ、青色婦人服一枚につき四アンナ、捺染めキヤラコにつき六アンナ、しみのついた(e-spotted, chuyul)婦人服二〇枚につき五ルビー、ボホラー・カースト女用婦人服(?bohura women's sarres)二〇枚につき三ルビー、しみのついたボホラー女用婦人服(?) (二〇枚につき?)二・五ルビーを徴する。また全同業団体は、染色を依頼された上質布を仲間の間で配分する。これらの規約に違反する者は同業団体に従わねばならない。すなわち、何びとも綿糸や既製布をひそかに染めてはならない。我らがこの約束を決議し署名したことに於いて、ハヌマン(猿神)と、「その神殿の近くに彼の座椅子^{タキヤ}が祀られている」ヤール・ガジール王とを証人とする。これに違反した者は政府に対し五〇ルビーの罰金を払うこと。⁽⁸⁾

ブローチ県裁判所は、同業団体によるこの処分の正当性についてヒンドゥー法諮問官の意見を聴取したのち、この違反者の「カーストからの追放」を承認したうえで、彼が従来通り藍染料製造・染色業を独自で営むことを許

可した。この判決を不満とした被追放者は中央民事裁判所に控訴したが、中央裁判所は、規約通り五〇ルビーの罰金ではなく、「カーストからの追放」という「死刑に次ぐ極刑」を課することの正当性に疑念を示しつつ、なお県裁判所の判決を承認した。⁽⁹⁾ こうして、同業規約を遵守することが全員に要求され、違反者にはかなり重い罰金、或いは追放という厳しい制裁が加えられた。しかし同時に、同業団体に属さず、その規約からも自由ないわば自営業者の存在が合法化された点にも注目しなければならぬ。この点については後に改めて言及する。

(二) 同業団体への加入の条件

先に訳した判例一は、一定の入会費を支払えば外部の者も絹紡績業団体に参加し、営業し得たことを示している。同様に判例二は、スーラトの金糸製造業^{グイナナ}団体に關するものであり、そこでは、一人の金糸製造業者が、金紐押延^{カヌ}べ工の団体に入会費を払って加入し新しい仕事を始めたが、同時に従来通り金糸製造の仕事をも続けていると疑われ、金糸製造業団体から告訴された。裁判所は被告に對し、いずれか一つの仕事を選ぶように命じた。⁽¹⁰⁾ ここでも所定の入会費を支払えば金紐押延べ工団体に加入し得

たのである。他方で、先に示した判例四の艶出し工団体の場合のように、入会費を納めないで同業団体に参加していると判定された成員は同業団体から追放された。いずれにせよ、手工業団体に關する限り所定の入会費を納めれば職業の移動はかなり自由に行なわれ得たように見える。

しかしながら、希望者は誰でも入会出来るほど入会費は低廉であったのであろうか。また入会費はどのように使われたのであろうか。先に示したスーラトの婦人服織工団体に關する判例三によれば、同業団体は二名の成員に對し、入会費として各人一五マン（約一八九キログラム）のバター油^{バタ}か、その代価三六〇ルビーを納めることを要求した。二名の人物は、かかる高額の入会費は存在せず、通常の入会費五ルビーを既に納めたことを主張した。そこで入会費の額の適否について四二九名の成員が票決をした結果、一五マンのバター油に賛成の者三七一名、それに反対の者五八名となった。また裁判所で調査した結果、五ルビーの入会費はかなり昔のものであって、その後「カースト」の成員が増大し総計四〇一台の織機を持つようになったため、五ルビーの入会費を

四〇一台の織機に配分することは「不可能」となったので、一五マンのバター油に改められたこと、更に右の兩名は五ールビーの入会費さえも納めていなかったことが判明した。そこで県裁判所は兩名に対して一五マンのバター油を納入するまでは、婦人服織業に就くことを禁止する判決を下した⁽¹¹⁾。これで見ると、五ールビーの入会費でも当時の貨幣としてはかなり高額であり、誰でも負担し得る額ではなかったこと⁽¹²⁾、また入会費は団体成員全員に（ここでは成員の持つ全織機に）配分されたのであり、大きな同業団体ほど入会は困難であったことがわかる。尤も旧来の入会費を少額ずつ、増大した成員に配分することも可能であった筈だが、そうしないで入会費を大幅に引き上げた理由は必ずしも明らかでない。しかしそうすることによって新規入業者を出来るだけ制限し、生産過剰による価格の低落を阻止する効果を持っていたことは疑いない。

(三) 同業団体とカースト

先に述べられたように、同業団体はジャマート或いはパンチャヤトと呼ばれるのが普通であった。しかし同時にそれはしばしばカーストとも呼ばれている。先に記

出された判例一においてもそうである（本稿三二頁参照）。また判例三の婦人服織工団体は正確には“the Punchayat of Koonbee Sarce Weavers”と呼ばれ⁽¹³⁾、これはもともと農民であったクンビー・カーストの成員のうち四百数十人が恐らくスーラトの町で織工に転業していたことを示唆するのであるが、入会費を払わないで同業団体に加入していた廉で告発された二人の発言でも、判事の発言でも、この同業団体は合計三回カーストとも呼ばれている⁽¹⁴⁾。また艶出し工団体に関する判例四において、入会費を払わないで同業団体から追放された人々は、「カーストからの追放」(expulsion from caste)を受けたと述べられて⁽¹⁵⁾いる。同様に、藍製造業・染色業団体についての判例六でも、同業規約を守らないために団体から絶交された人物も「カーストからの追放」を受けたと記されている⁽¹⁶⁾。以上の判例のうち、入会費を納めれば加入し得た絹紡績工団体（判例一）、婦人服織工団体（判例三）、艶出し工団体（判例四）について、入会金の未納を疑われた人物たちがもとのカーストの成員であったのかは明らかでない。婦人服織工団体に関する二名の人物が団体の他の成員と同じく農民カースト⁽¹⁷⁾の出身であった

可能性は十分にある。しかし絹紡績工団体と艶出し工団
体についての問題の人物が、もともと絹紡績工カースト
や艶出し工カーストの成員でなかったことは明らかであ
ろう。そうでなければ、入会金を納めて新規に営業する
問題はそもそも生じなかった筈だ、と思われるからであ
る。他方で、一般にカーストは都市や町を単位として形
成されるほど小さなものではなく、しばしば州ほどの範
囲にわたって同業カーストの成員が散在し、その中に多
様な理由で成立したと思われる複数のサブ・カーストの
存在するのが普通である。だから、ある町の同業団体が
カーストとも呼ばれていても、その同業団体だけで一つ
のカースト(或いはサブ・カースト)を形成していたと
理解すべきではなく、その同業団体が、もっと広域にわ
たる同業のカースト、或いはサブ・カーストの一部と見
做されていたと理解しなければならぬであろう。いず
れにせよ、かかる手工業団体が、一方でカースト(或い
はサブ・カースト)の一部と考えられながら、他方で、
かなり高額の入会費を徴してではあるが、外部の者の新
規加入・就業を認めたことは、そこで言われるカースト
(もっと正確な用語を使えばサブ・カースト)は、通念

として考えられているような生得的封鎖的集団では必ず
しもなく、いわば開かれたカーストであったことを意味
する。判例一でカーストと呼ばれている絹紡績工団体が
判例七で「主としてクンビーたち」(chiefly Koonbees)
と記されているのも、これが農民カースト⁽¹⁷⁾の出身者を主
体とする混成カーストであったことを示唆している。

また判例五は、「Caste of Ahmudabadkur Shreemalee
Goldsmith」と呼ばれる金工カースト(正確には金工カ
ーストのサブ・カースト)内部の伴食規定に関する争い
についての判例である。そこに、同サブ・カーストの成
員のうち一七三名の署名のある一項目からなる伴食規
定が示されている。それによると、サブ・カーストの首
長が一〇名おり、これらは *seth* 又は *sethees* (両語とも
一般に富者、特に商人を意味する)と呼ばれているの
に對し、一般成員はラヤト(*ryaut*)と呼ばれている。
例えば「第一項、セートであれラヤトであれ、宴会にお
いて飲食物を食べ残す者は四パイイス(一ルビーの六四分
の一)の罰金を払う。第二項、飲食物を持ち去る者が払
うべき罰金は、一〇名のセーティアースなわち首長の場
合は一人につきニルビー半、ラヤトの場合は一ルビー四

分の一とする⁽¹⁸⁾と定められている。周知のようにラヤトは一般に人民、特に農民を意味する語である。金工のカーストの順位はこの地方では商人に次いで高く、特にこの金工のサブ・カーストはかつて商人から転業したとの伝承を持っていた。⁽¹⁹⁾そこで、この伝承を無視するとすれば、右の記事は、首長たちが「富者」の敬称で呼ばれたのに対し、一般成員は「平成員」ほどの意味でラヤトと呼ばれたとも解釈され得る。しかし、伝承に何らかの真実性があるとすれば、このサブ・カーストは、かつて商人カーストの成員に加えて農民カーストの成員も金工業に転ずることによって形成された混成集団であり、それが金工カーストのサブ・カーストとなった後でも、出身の相違が呼称として残り、商人出身者が首長職を独占していたのだ、とも解釈され得る。今は断定出来ないがその可能性だけを指摘しておく。

- (1) 判例二(金糸製造業)、判例三(婦人服織工)、判例六(藍染料製造・染色業)、判例八(金糸製造業)、判例九(竹細工業)。
(2) 判例七(絹紡織業団体)。なお判例四の布の艶出し工団体はジャマートと呼ばれている。

- (3) 判例三、四三二頁。
(4) 判例三、四三二頁、判例七、五九八頁。
(5) 判例三、四三二頁。
(6) 判例七、六〇一頁。
(7) 判例四、四六四頁。
(8) 判例六、四七七頁。
(9) 判例六、四七八―八二頁。
(10) 判例二、四〇五―〇六頁。
(11) 判例三、四三二―三三頁。
(12) 一九世紀末でも、グジャラートの各種手工業者の年収は、キャラコ捺染工八〇―一五〇〇ルビー、裁縫師五〇―二〇〇ルビー、脱穀業者五〇―二〇〇ルビー、銅工二〇―三〇〇ルビー、陶工六〇―一五〇ルビー、鍛冶屋二〇―五〇〇ルビー、石工一五―一五〇〇ルビー、金工二〇―六〇〇ルビー、大工一〇―二〇〇ルビーなどであった。
J. M. Campbell ed. *Gazetteer of the Bombay Presidency*, vol. IX, pt. 1, *op. cit.*, pp. 178, 180, 184, 187, 190, 191, 196, 200, 203.
- (13) 判例三、四三二頁。
(14) 判例三、四三二―三三頁。
(15) 判例四、四六四頁。
(16) 判例六、四七五頁。
(17) 判例七、五九八頁。
(18) 判例五、一二二頁。

(5) J. M. Campbell ed., *Gazetteer of the Bombay Presidency*, vol. IX, pt. 1, *op. cit.*, pp. 198, 200.

四 同業団体の変容と司法原理

前章の(一)の末尾において、私は、一八二一年から一八二三年にかけて、ブローチの藍製造業・染色業団体が、同業規約に違反した一成員を絶交処分にした時、県裁判所も中央民事裁判所も、この処分の正当性を認めながら、被追放者が従来通り藍製造業・染色業の仕事に従事することを許可し、こうして同業団体に加入せず、従ってその規制も受けない自営業者の存在が合法化されたことを指摘した。

同様に、一九世紀前半、同業団体の内部の機能にも、同業団体に対する裁判所の態度にも、微妙な変化が生じていたように見える。例えば、先に訳出された、英領併合直後の一八〇八―九年における判例一において、絹紡績業団体の首長たちの名は県徴収官に登録される必要があることが指摘されたが、その理由は、「首長たちは同業団体が納めるモカト税について県徴収官に責任を負うものである」からだと言われた。これに対し、一八二二―二

三年に、同じ絹紡績業団体の納税問題について、首長たちと県徴収官との間に争いが生じた時、県徴収官は、絹紡績機について合計年額一、八八〇ルピーの税額のうち六二―ルビー二アンナの未納分のあることを指摘し、その納入責任は同業団体の首長たちにあることを主張した。首長たちは、かつて別の県徴収官が同じ要求をした時、彼らには未納分代納の責任はないと主張し、徴収官吏が個々の未納者から徴収されたいと要望したところ、県徴収官もこれに同意して個別的に徴収するようになったこと、会社政府の県徴収官は常に個々の成員から徴収し、滞納者の未納分は個別的に裁判所に提訴されたことを強調した。同時に、徴税役所のインド人官吏も、税は首長たちから徴収するものではなく、彼らは個々の成員から税額を集めてそれを政府に納めるだけであること、首長たちが成員から徴収出来ない時には県徴収官がこれを助け、それでも徴収不能の際は滞納者が監禁されることなどを証言し、結局県裁判所も中央民事裁判所も、県徴収官の敗訴を判決した。⁽¹⁾ こうして、首長たちの納税連帯責任は正式に解除され、個別的徴収に代えられた。

先に述べたように、一八二二―二三年、藍製造業・染

色業団体は、同業規約に違反した一成員を追放した時、同業団体は、裁判所において、「この同業規約は裁判所に登録されており、誰にも迷惑にならず、原告は理由なく自分たちを去ったのであるから、彼を再び仲間に加える義務を負わせないで頂きたい」と述べ、裁判所は、その主張を認めて被告の追放を承認した。⁽²⁾つまり、同業団体の内規は、裁判所に登録されることにより、一種の公式文書と見做されていたのである。また、一八〇九年から一一年にかけて金糸製造業者の一人の金紐押延べ業への転業問題について、裁判所は、金糸製造業団体の訴えを受けて、被告人が二つの仕事を兼業（正確には、二名の兄弟が同一家屋においてそれぞれの仕事に従事すること）を禁止し、いずれか一つの仕事に専従することを命じた。⁽³⁾ところが判例八は一八二八年から三二年にかけての同じ金糸製造業団体に関するものである。それによると、五名の金紐押延べ工が或る理由で金糸製造業団体に仕事を依頼しないことを決めたため、金糸製造業団体もこの五名の金紐押延べ工の仕事を引受けないことを決議し、その誓約書に参加者全員が署名し、違約者は罰金一〇五ルピーを払って同業者たちに正餐を供すべきことを

決めた。しかるに署名者の一人が約束を破り、金紐押延べ工の一人のために仕事をした。金糸製造同業団体の代表者は罰金の支払いを求めて彼を県裁判所に告訴し、県裁判所は原告の勝訴を判決した。被告はこれを不満とし中央民事裁判所に控訴した。中央民事裁判所は、県裁判所の判決を正当と認めつつも、「このような規約および私的な約束は、公共に害を及ぼし易いものであり、法的に見て判決の根拠とはなり得ない」と判断して、県裁判所の判決を否定し、被告に罰金支払いの義務を免じて同業団体を敗訴とし、これに裁判費用全額を負担させた。⁽⁴⁾また判例九は、一八二八―三二年にわたる竹細工業者^{ガレン工業者}団体内部の争いを取扱っている。それによると、この団体の中に或る事情で二つの分派が生じ、一方の分派二五名が集まり、他方の分派の成員と伴食をしないとの約束を作り、違反者は一定額の罰金をグループに納めることを決め、これに全員が署名した。しかるにその一名が他方の分派の成員たちと伴食をした。グループの代表者たちが彼に罰金の支払いを要求したが、これに応じないため都市の長官に訴えた。長官は一度これを却下したが、原告は県裁判所に提訴した。県裁判所はこれを都市長官に

差し戻し、再調査を要求した。長官は証人の証言などを調べ原告の勝訴を決めた。被告は中央民事裁判所に控訴したが、これを担当した一判事は原告の正当性を認めつつも、「分裂や敵対関係の根拠が殆ど或いは全く存在しない時に、それを助長するかも知れないかかる約束を(裁判所が)支持すべきであるかどうかという問題が生じ得ること、さらに、被告の主張の結果として、下級裁判所の判決を確認することにより、被告は両方の分派から追放されるかも知れないこと」を考慮し、この件を複数判事の出席する正法廷(full court)に提出した。正法廷は、この約束が白紙に記されており、法の定めるところに従って収入印紙を貼られていない点に注目して、この約束を無効とし、下級裁判所の判決を棄却して、被告の勝訴を決定した。⁽⁵⁾

こうして、同業団体内部の規約は当初は裁判所に登録されることによって公式文書と見做され、裁判所もそれを尊重する判決を下したのであるが、徐々にかかる内的規約は私文書、私的約束とされてその法的拘束力を否定された。こうして同業団体の結合力は弛緩し、成員に対する規制力も弱められていった。

- (1) 判例七、五九八―九九頁。
- (2) 判例六、四七六頁。
- (3) 判例二、四〇五―六頁。
- (4) 判例八、九四―九六頁。
- (5) 判例九、一〇八―一〇頁。

五 結 語

以上の甚だ限られた事例に基づいた研究をひとまず次のようにまとめておきたい。これは、断わるまでもなく将来新しい資料が発掘され、或いは新しい事実が発見されれば修正される必要が生じるかも知れない結語である。

第一に、一九世紀初頭、西部インドの手工業者は、恐らく都市(町)ごとに、職種別同業団体を作り、そこに必ずしも世襲ではない複数の首長がおり、これらは連帯で政府に対し納税責任を負い、内部の日常的運営を行なった。また必要に応じて成員全体の集会も開かれ、そこで同業規約やその他の内的規則が決められた。そしてこれに違反した者は重い罰金乃至追放の処分を受けた。

第二に、同業団体は、所定の入会費を徴して外部の者の加入を認めた。こうして、工業製品に対する需要の大

幅な増減に対応して、生産を調整し、それに応じて職業を変更するためのメカニズムが存在した。この入会費は成員全員に配分されたが、しかしそれは必ずしも低廉ではなかったうえ、成員数が増大するにつれて高額となった。このことは生産過剰を阻止する効果を持っていた。第三に、同業団体は同時にカースト(より正確にはほぼ州を単位とする広域な同業カーストの中のサブ・カースト)の一部分とも見做された。従って、ギルドはカーストを基盤として作られたと考えた学説は間違っているのではないが、そのカーストは、通念として考えられているような生得的身分集団では必ずしもなく、一定の厳しい条件のもとで外部者の加入を認める「開かれた」カーストである場合もあった。言い換えると、ギルドには複数カーストの成員が参加し得たと考えた学説もその限りで正しいが、そのギルドは、既にカースト(或いはサブ・カースト)の一部であったか、或いはやがてそうなる傾向を持つ場合もあった。

第四に、一九世紀初頭、東インド会社現地の司法機関は、同業団体の規約を尊重し、これに即した判決を下す傾向を示したが、やがてかかる規約を単なる私文書と見做し、時には社会的に有害なものとさえ考えるようになった。この傾向の一環として、一方で、首長たちの納税連帯責任は解除されて個別的徴収に代り、他方で、同業団体の結合力も、成員に対する規制力も弛緩し、これに属さない自営業者の存在も合法化されることになった。一九世紀後半以後における手工業者の同業団体の消息をたずねることは、新たに資料を発掘し、改めて研究されるべき今後の課題である。

(一九七四・四・九脱稿)(一橋大学教授)